

特別職報酬・俸給月額等改定影響額(例)

(参考)新潟市人事委員会勧告【抜粋】

<月例給>

- ・一般俸給表については、民間の動向等を考慮し、初任給を大卒5,500円、高卒6,000円引上げ。
- ・また、若年層が在職する号俸に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形で引上げ改定(平均改定率0.6%)

<ボーナス>

- ・民間の支給割合を考慮し、支給月数を引上げ(4.40月分→4.50月分)
- ・引上げ分は、民間の支給状況や人事院勧告を踏まえ、期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分

現行(据え置き)

	報酬・俸給月額 【A】	役職加算20% 【B】	支給月【C】		期末手当額 【A】×【B】×【C】		年収
			6月	12月	6月	12月	
市長	1,167,000円	1.2	1.45月	1.45月	2,030,580円	2,030,580円	18,065,160円
副市長	942,000円	1.2	1.45月	1.45月	1,639,080円	1,639,080円	14,582,160円
議長	781,000円	1.2	1.45月	1.45月	1,358,940円	1,358,940円	12,089,880円
副議長	703,000円	1.2	1.45月	1.45月	1,223,220円	1,223,220円	10,882,440円
議員	655,000円	1.2	1.45月	1.45月	1,139,700円	1,139,700円	10,139,400円

月額及びボーナスを改定(引上げ)した場合の例

月額を**0.6%**(一般職の人事委員会勧告における平均改定率)引き上げ、
期末手当の支給月数を**0.05月分**(一般職の期末手当の引上げ月数/6月・12月に均等配分)引き上げた場合

	(現行)報酬・俸給月額 【A】	増額分【B】	(改定後)俸給月額 【C】=【A】+【B】			現行俸給月額と の差【C】-【A】
		=【A】×0.6/100				
市長	1,167,000円	7,002円	1,174,002円	→	1,175,000円	8,000円
副市長	942,000円	5,652円	947,652円	→	948,000円	6,000円
議長	781,000円	4,686円	785,686円	→	786,000円	5,000円
副議長	703,000円	4,218円	707,218円	→	708,000円	5,000円
議員	655,000円	3,930円	658,930円	→	659,000円	4,000円

	報酬・俸給月額 【A】	役職加算20% 【B】	支給月【C】		期末手当額 【A】×【B】×【C】		年収	現行年収 との差
			6月	12月	6月	12月		
市長	1,175,000円	1.2	1.475月	1.475月	2,079,750円	2,079,750円	18,259,500円	194,340円
副市長	948,000円	1.2	1.475月	1.475月	1,677,960円	1,677,960円	14,731,920円	149,760円
議長	786,000円	1.2	1.475月	1.475月	1,391,220円	1,391,220円	12,214,440円	124,560円
副議長	708,000円	1.2	1.475月	1.475月	1,253,160円	1,253,160円	11,002,320円	119,880円
議員	659,000円	1.2	1.475月	1.475月	1,166,430円	1,166,430円	10,240,860円	101,460円